

令和2年7月9日

登録有形文化財（建造物）について

令和2年7月17日、文部科学省文化審議会は、下記の登米市内有形文化財（建造物）11件を新たに登録有形文化財として登録するよう、文部科学大臣に答申する予定です。

記

名称	件数	所在地
おおだけさんこうふくじ 大嶽山興福寺	1件	登米市南方町本郷大嶽
きゅうかんのやかんべえ 旧菅野屋勘兵衛 (かいせんとんやかんかんしりょうかん 廻船問屋菅勘資料館)	3件	登米市登米町寺池
きゅうやまだほんてん やまかのじょうぞう 旧山田本店 (ヤマカノ醸造)	6件	登米市登米町寺池
きゅうやまだほんてん かくたや 旧山田本店 (角田屋)	1件	登米市登米町寺池

※解禁日付き 7月17日（金）17時

登録文化財制度の概要

登録文化財制度は、文化財保護法の一部を改正する法律（平成8年10月1日施行）によって導入された制度です。従来の文化財指定制度が、手厚い保護とともに、現状変更を原則禁止するなどの強い規制を行うのに対し、登録文化財制度は、届出制と指導・助言などを基本とする緩やかな保護措置を講じることによって文化財の活用を促し、国や地方公共団体の文化財指定制度を補完するものとなっています。

なお、制度の導入時は、建造物だけを登録の対象としていましたが、文化財保護法の一部改正（平成17年4月1日施行）により、建造物以外の有形文化財、有形民俗文化財、記念物にも対象が拡大されています。

登録は答申後に行われる官報告示をもって正式決定となります。今回の登録で宮城県内の登録有形文化財（建造物）は全185件となり、その内、本市では26件（建造物）となります。

【問い合わせ】

教育部文化財文化振興室

室長 小野寺 和伸

TEL:0220-34-2332